

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月26日
【届出者の氏名又は名称】	三光ソフランホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5159-4311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 菅原 元
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三光ソフランホールディングス株式会社 （東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F） 株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

- （注1）本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、三光ソフランホールディングス株式会社をいいます。
- （注2）本書中の「対象者」とは、メディカル・ケア・サービス株式会社をいいます。
- （注3）本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7）本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- （注8）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- （注9）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

メディカル・ケア・サービス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成17年8月23日開催の対象者臨時株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成22年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成23年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権、第3回新株予約権、及び第4回新株予約権とを併せて「本新株予約権」と総称します。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）が開設するセントレックス市場（以下「セントレックス市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を8,668株（所有割合：59.81%（注））保有し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者株式（ただし、当社が保有する対象者株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、当社は対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立したにもかかわらず、当社が対象者株式（当社が保有している対象者株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと合わせて「本取引」といいます。）により、当社が対象者株式の全てを保有することとなる予定です。本取引が実行された場合には、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。

本公開買付けに際して当社は、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長であり対象者の第二位の大株主である高橋誠一氏（所有株式数：1,081株、所有割合：7.46%）、当社の発行済株式総数の33.69%を保有し当社の筆頭株主であるパイン株式会社（所有株式数：200株、所有割合：1.38%、以下「パイン」といいます。）、高橋誠一氏の長男である高橋幸一郎氏（所有株式数：106株、所有割合：0.73%）及び高橋誠一氏の次男である高橋大輔氏（所有株式数：100株、所有割合：0.69%）との間で、平成25年2月25日にそれぞれが所有する対象者株式（所有株式数の合計：1,487株、所有割合：10.26%、以下「応募対象株式」といいます。）の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結しており、かかる応募の内容は、後記「(6) 当社と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりです。

また、本公開買付けが成立した場合、当社は、後記「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当する預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、株式会社埼玉りそな銀行から、本公開買付けに係る決済に要する資金として、総額20億円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けを予定しております。本買収ローンに係る具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ、本買収ローンに係る契約において定めることとされています。

なお、対象者公表の平成25年2月25日付「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の取締役会において、当社及び対象者から独立した第三者算定機関から取得した株式価値算定書、対象者の独立役員である社外監査役から入手した意見書並びに当社及び対象者から独立した法律事務所からの助言を踏まえて検討した結果、対象者としては、セントレックス市場上場によって、知名度向上や資本市場からの資金調達等のメリットを既に十分享受した一方、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M & A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、対象者の中・長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提

供するものであると判断し、上記取締役会において、利害関係を有しない取締役（対象者の取締役5名中、出席者3名）全員の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

一方、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることに鑑み、本新株予約権に対する公開買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、当社の代表取締役社長を兼任しており、また対象者の取締役副会長である小林光司氏は、当社の専務取締役を兼任しているため、いずれも、本公開買付けについて、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、対象者取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、上記対象者取締役会には、監査役の3名全員が出席し、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関しては本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることの決議の何れにも異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、監査役のうち、大熊章三氏は当社の元執行役員管理本部長であり、星野慎吾氏は当社の元取締役社長室長であった者ですが、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

さらに、対象者公表の平成25年2月25日付「平成25年8月期配当予想の修正に関するお知らせ」（以下「本対象者配当予想開示」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年8月期に係る期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

（注）本書において、「所有割合」とは、対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数14,320株に、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権（172個）の目的となる普通株式総数（172株）を加えた株式数（14,492株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合における比率の計算において同様に計算しております。）。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権（172個）の目的となる普通株式の数（172株）に関して、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、建設事業、不動産販売事業、賃貸管理事業及び介護事業等を営む子会社27社及び関連会社1社の事業活動の支配・管理及び経営指導を主たる事業とする持株会社です。当社の前身である三光不動産株式会社は昭和49年9月に不動産事業会社として設立されました。その後建設事業を開始したことから昭和53年1月に商号を三光建設株式会社に変更し、更に不動産コンサルティング、賃貸管理事業、介護事業へと業容を拡大したことから、グループ組織運営の効率化を向上させるため、平成20年6月に持株会社体制に移行し、これに伴い商号を現在の三光ソフランホールディングス株式会社に変更し現在に至っております。なお、当社はこの間、平成13年7月に主に介護事業を営む対象者を、平成18年7月に主に賃貸管理（主に埼玉県・東京都）を業とする株式会社アップルを、平成20年1月に主に建設不動産を業とする三光ソフラン株式会社（当時の商号は、三光ソフラン分割準備株式会社）を、平成20年7月に賃貸管理（主に東京都城西地区）を業とする株式会社ハウジング恒産を、平成23年12月に賃貸管理（主に東京都城東地区）を業とする株式会社アマックスを、それぞれ連結子会社化し業容を拡大してきております。

当社グループの創業者であり、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、大学卒業後、父親の米穀商を承継し、その業容を拡大してまいりました。この米穀商の仕事を通じ、事業を健全に発展させるためには、「お客様に幸せと満足を与えること」が大切であり、他方では「時流を読んで事業展開すること」が大切であるとの教訓を得ております。その教訓は今日の当社グループの方針にも受け継がれており、当社グループは、「お客様に幸せと満足を与え」、「時流を先取りし」、「事業の発展を通して社会に貢献すること」を基本方針としております。

上記の経営方針を踏まえ、当社グループにおいて推進・強化をしている具体的な事業内容は以下の通りです。

建設事業：当社の完全子会社である株式会社三光ソフランによる戸建注文住宅、アパート、マンション及び介護施設等の建築請負・設計・施工・コンサルティング及びリフォーム・改修工事の請負・施工。

不動産販売事業：当社の完全子会社である株式会社三光ソフランによる埼玉県及び東京都を中心とした、戸建分譲住宅、アパート・マンション、商業ビル及び土地の販売や仲介。

賃貸管理事業：株式会社アパマンショップネットワークの中において店舗数で全国一のフランチャイズ企業であり、かつ当社の完全子会社である株式会社アップル（主に埼玉県・東京都）、加えてM & Aで傘下に収めた株式会社ハウジング恒産（主に東京都城西地区）や株式会社アミックス（主に東京都東地区）による、アパート・マンション・テナント等の総合管理、賃貸仲介及び賃貸物件の一括借り上げの企画・運営。

介護事業：対象者による、認知症高齢者を対象としたグループホーム（注1）や介護付有料老人ホーム（注2）といった施設系介護サービス事業の運営（詳細は下記をご参照）。

上記のような当社グループの中にあって対象者は、平成11年11月の設立以来、当社グループの基本方針のもと、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者を対象としたグループホーム）や介護付有料老人ホームといった施設系介護サービス事業を中心に全国にて展開してまいりました。中でもグループホームは事業所数で平成24年8月1日現在「ニチイ学館」に次いで第2位となっております。対象者は、平成22年8月期に11棟、平成23年8月期に21棟、平成24年8月期（いずれも対象者の決算期）に30棟とグループホームを増加させ、同事業を積極展開し、今後におきましても、年間20棟以上の増加を目指しております。このほか、小規模多機能型居宅介護やデイサービスの運営、福祉用具の販売等も行い、サービスの拡充を図っております。さらに、介護職に対する教育研修体制の強化とタクティールケア（注3）をはじめとしたケアの質の向上により、入居者の方々へのサービスを充実させることに取り組んでおります。また、介護事業の今後の中・長期的な成長戦略として、介護市場が急激に拡大している中国において、現地市場に即した事業モデルの構築を掲げております。対象者は、介護事業の現地での展開に向けた具体的な調査・活動を行い、中国企業との合弁会社設立に向けた準備を進め、各種マーケティングや人材育成等を含めた活動を行うことを目指しております。

対象者の設立時における当社の出資比率は30%でしたが、平成13年7月に対象者の第三者割当増資に応じ出資比率を50%に上げたことにより、対象者に対する支配権を実質的に獲得し、対象者を子会社化、平成15年8月には対象者の発行する新株予約権の行使により出資比率を65.6%に上げ、その後平成18年8月の対象者株式のセントレックス市場の上場時には当社の出資比率は60.6%となり、現在に至っております。

昨今の当社グループを取り巻く経営環境は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による電力供給問題や原油価格高騰に加え、欧州債務危機や中国リスクの発生により、景気が下振れするリスクが存在し、更に介護保険の減額等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。平成24年9月の政府発表によれば、国内の65歳以上の高齢者人口は3千万人を超え、高齢化が進む中、介護業界においては介護サービスの需要拡大に向けて、在宅を中心とするサービス提供体制の整備が求められております。また、厚生労働省の推計では平成24年8月時点で3百万人を超えなお増え続ける認知症高齢者を背景として、認知症施策の具体的な取り組みを示した厚生労働省発表の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に基づく本格的な取り組みも始まりつつあり、対象者の成長にとって一定の追い風になると認識しております。しかしながら、政府の財政赤字の拡大による財政支出の抑制や、様々な異業種分野からの介護ビジネスへの新規参入も後を絶たず、介護ビジネスはこれまでも増して熾烈な弱肉強食の時代になりつつあります。このように介護業界を総括したとき、当社及び対象者は、従来の対象者の介護報酬に依拠したビジネスモデルを踏襲したまま介護事業を進めていたのでは、収益性が悪化し、いずれ成長の余地が乏しくなるとの危機感を持つに至り、平成24年2月頃から対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を目的として、本取引を含む諸施策を実行に移した際のメリット・デメリットについて鋭意比較検討してまいりました。

対象者は、平成18年8月にセントレックス市場に上場を果たし、当初は知名度の向上によるお客様の確保並びに優秀な人材の採用、及び資金調達が多様化等相応のメリットを享受することができましたが、以下の理由により、本公開買付けを含む本取引により当社が対象者を完全子会社化することが当社及び対象者にとって最良の方策であるという結論に至りました。

対象者のグループホームを中心とした運営実績が評価され、知名度が向上したことによるお客様の確保が高位安定的になったこと。また、当社の本社を平成24年2月に埼玉県さいたま市から東京都中央区に移転することにより優秀な人材確保が容易になったこと。

対象者及び当社グループのキャッシュフロー状況の改善及び低金利水準での借入が可能となったことにより、増資等資本市場からの資金調達の必要性が薄れてきたこと。

対象者株式の上場を維持するために必要な負担が増加してきていること。

中・長期的経営戦略の観点から、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M & A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が必要であるが、そのためには今まで以上にグループ全体としての一体性・柔軟性・機動性が必要なこと。

上記の先行投資は、相応のリスクを孕んでおり、その成果が出るまでに3～5年かかり、一時的とはいえ、そのような先行投資による業績悪化は対象者株式の株価下落など、対象者株主の皆様にご迷惑をいただくとことになりかねないこと。

以上を踏まえて、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、平成25年2月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後は、これまでの当社と対象者との枠を越え、グループ全体の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の有効

活用を図るとともに、当社グループの社会的責任を果たすべく、グループとしての一体性・柔軟性・機動性を確保して参りたいと考えております。

具体的には、従来、当社の連結子会社各社の事業報告を中心とした「グループ報告会」はややもすれば各社の最適解を求める傾向にありましたが、グループの一体化の強化を目的とした「グループ役員会」へ変更し、競合他社に対する差別化策を検討する場に改めていく予定です。また、平成24年10月から開始した「リスク・マネジメント会議」及び「新事業新商品委員会」は、これまで独立して運営されてきましたが、本公開買付け後は、不即不離なリスクとリターンの両面から多角的・長期的・根本的に深掘りし、グループ経営の強化を図ってまいります。さらに、中・長期的経営戦略の観点からその必要性を適宜吟味した上で、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進、大型M&A、大型設備投資（介護付有料老人ホームなど）、新規ビジネスの立ち上げ等を積極果敢に織り込んだ中・長期計画の策定を検討してまいります。

なお、本公開買付けを含む本取引により当社が対象者を完全子会社とした後の対象者における役員構成については、今後当社と対象者との間で協議して決定していく予定です。

- (注1) 認知症高齢者を対象としたグループホームとは、少人数（5名から9名）を単位とした共同生活の形態で、食事の支度や清掃、洗濯などをスタッフが利用者とともに共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより認知症の進行を緩やかにし、家庭介護の負担を軽減することを目的とした介護施設です。
- (注2) 介護付有料老人ホームとは、特定施設入居者生活介護の認定を受けた有料老人ホームで、入浴、排泄、食事等の介護サービスを提供することを目的とした介護施設です。
- (注3) タクティールケアとは、福祉先進国スウェーデンで体系付けられた、認知症緩和ケアの補完的手法として行われているケアの1つです。手のひらを使って相手の手足や背中を柔らかく包み込むように触れていく手法をいいます。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月22日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法 209,609円から212,000円

類似企業比較法 259,162円から413,969円

DCF法 287,984円から355,703円

市場株価基準法では、平成25年2月22日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の基準日終値（212,000円）、過去1ヶ月間の終値の取引高加重平均（210,472円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の取引高加重平均（209,609円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の取引高加重平均（211,857円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を209,609円から212,000円と分析しております。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を259,162円から413,969円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を287,984円から355,703円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、最終的に平成25年2月25日に、本公開買付価格を1株当たり294,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格294,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月22日の対象者株式のセントレックス市場における終値（212,000円）に対して38.68%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月23日から平成25年2月22日まで）の終値単純平均（210,673円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。）に対して39.55%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月26日から平成25年2月22日まで）の終値単純平均（210,019円）に対して39.99%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去6ヶ月間（平成24年8月23日から平成25年2月22日まで）の終値単純平均（218,063円）に対して34.82%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月25日の対象者株式のセントレックス市場における終値（227,000円）に対して29.52%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティング株式会社（以下「鳳友コンサルティング」といいます。）に対して本公開買付価格の公正性を担保するため対象者の株式価値の算定を依頼し、鳳友コンサルティングから平成25年2月22日に対象者の株式価値算定書入手したとのことです。

なお、対象者は、鳳友コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

鳳友コンサルティングの算定書によると、対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 207,900円から218,116円

類似上場会社比準法 298,157円から344,523円（比準倍率としてE B I T倍率（注1）を用いた場合）

類似上場会社比準法 255,580円から462,360円（比準倍率としてE B I T D A倍率（注2）を用いた場合）

D C F法 271,218円から342,036円

市場株価平均法では、平成25年2月21日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の、基準日終値（209,000円）、直近1週間の終値平均（207,900円）、直近1ヶ月の終値平均（210,723円）、直近3ヶ月の終値平均（209,975円）及び直近6ヶ月の終値平均（218,116円）を基に、株式1株当たりの価値の範囲を207,900円から218,116円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、株式1株当たりの価値の範囲を298,157円から344,523円（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）及び255,580円から462,360円（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、株式1株当たりの価値の範囲を271,218円から342,036円までと分析しているとのことです。なお、鳳友コンサルティングへ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

なお、対象者取締役会としては、本公開買付価格294,000円が類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法、類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）及びD C F法の算定結果の範囲内であり、また市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定されていることから合理的な価格と判断しているとのことです。

（注1）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋特別損益）

（注2）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋減価償却費＋特別損益）

当社との間で利害関係を有しない対象者の独立役員による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに
関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏に対し、名古屋証券取引所の規則に基づいて、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての検討を依頼したとのことです。

対象者は、平成25年2月25日、高岡光盛氏から、対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引について、(a)対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を図るその目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)対象者取締役会における意思決定の公正性や他の買付者からの買付機会を確保するための措置等が講じられ、本公開買付価格を含む本取引に関する交渉過程その他の手続が公正と認められること、(c)本公開買付価格及び本公開買付け後に予定される二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額について、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティングの株式価値算定書における類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）及びD C F法による算定結果の範囲内で、かつ、類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定され、公正な価格であると認められること、二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた額と同一になるように算定される予定であり、妥当であると認められること、(d)本取引によって、対象者の国内外における介護事業の中・長期的戦略に基づく展開が促進され、対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合的に考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して賛同する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の意見書（以下「本意見書」といいます。）を入手したとのことです。対象者は、本意見書を踏まえ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者であるさくら共同法律事務所をリーガル・アドバイザーに選任し、同事務所に対し、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言について依頼したとのことです。

さくら共同法律事務所は、必要に応じて随時対象者取締役会との間で協議を行い、本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うことにより、本公開買付けを含む本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。対象者は、さくら共同法律事務所からの本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する口頭による法的助言を受けつつ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する説明、鳳友コンサルティングから取得した株式価値算定書、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏からの本意見書及びさくら共同法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者としては、セントレックス市場上場によって、知名度向上や資本市場からの資金調達等のメリットを既に十分享受した一方、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M & A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、対象者の中・長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成25年2月25日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役（取締役5名中、高橋誠一氏及び小林光司氏を除く3名）の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることに鑑み、本新株予約権に対する公開買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した利害関係を有しない監査役（監査役3名中3名出席）全員が、上記決議の何れにも監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者は、当該取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年8月期に係る期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、当社の代表取締役社長を兼任しており、対象者の取締役副会長である小林光司氏は、当社の専務取締役を兼任しているため、いずれも、本公開買付けについて、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、対象者取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

これに対し、監査役のうち、大熊章三氏は当社の元執行役員管理本部長であり、星野慎吾氏は当社の元取締役社長室長であった者ですが、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後、当社が対象者株式の全て（当社が保有している対象者株式を除きます。）を所有することになるよう、本取引の一環として以下の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全ての取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成25年5月下旬から6月を目処とすることになりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表するよう対象者に要請する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることとなる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全てを保有することとなり、当社以外を対象者の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第

117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記の株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の保有状況、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社は、当社以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付け価格と同一の価格となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

また、当社は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第4回新株予約権を除く本新株予約権が行使されずに残存した場合、対象者に、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格と同一の価格での本新株予約権の取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等（第2回及び第3回新株予約権については行使の勧奨を含みます。）、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施していただく予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、セントレックス市場に上場しておりますが、上記のとおり、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続の実行を予定しているため、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式をセントレックス市場において取引することができなくなります。

(6) 当社と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して当社は、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長であり対象者の第二位の大株主である高橋誠一氏（所有株式数：1,081株、所有割合：7.46%）、パイン（所有株式数：200株、所有割合：1.38%）、高橋誠一氏の長男である高橋幸一郎氏（所有株式数：106株、所有割合：0.73%）及び高橋誠一氏の次男である高橋大輔氏（所有株式数：100株、所有割合：0.69%）との間で、平成25年2月25日にそれぞれが所有する応募対象株式（所有株式数の合計：1,487株、所有割合：10.26%）の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月26日(火曜日)から平成25年4月9日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成25年2月26日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金294,000円
新株予約権証券	第2回新株予約権 1個につき金1円 第3回新株予約権 1個につき金1円 第4回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	<p>普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月22日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。</p> <p>みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法 209,609円から212,000円 類似企業比較法 259,162円から413,969円 DCF法 287,984円から355,703円</p> <p>市場株価基準法では、平成25年2月22日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の基準日終値(212,000円)、過去1ヶ月間の終値の取引高加重平均(210,472円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の取引高加重平均(209,609円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の取引高加重平均(211,857円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を209,609円から212,000円と分析しております。</p>

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を259,162円から413,969円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を287,984円から355,703円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、最終的に平成25年2月25日に、本公開買付価格を1株当たり294,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格294,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月22日の対象者株式のセントレックス市場における終値(212,000円)に対して38.68%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年1月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,673円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に対して39.55%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年11月26日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,019円)に対して39.99%(小数点以下第三位を四捨五入)及び過去6ヶ月間(平成24年8月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(218,063円)に対して34.82%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月25日の対象者株式のセントレックス市場における終値(227,000円)に対して29.52%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額に相当します。

新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることことから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していません。

算定の経緯	<p>(本公開買付け価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者の設立時における当社の出資比率は30%でしたが、平成13年7月に対象者の第三者割当増資に応じ出資比率を50%に上げたことにより、対象者に対する支配権を実質的に獲得し、対象者を子会社化、平成15年8月には対象者の発行する新株予約権の行使により出資比率を65.6%に上げ、その後平成18年8月の対象者株式のセントレックス市場の上場時には当社の出資比率は60.6%となり、現在に至っております。</p> <p>昨今の当社グループを取り巻く経営環境は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による電力供給問題や原油価格高騰に加え、欧州債務危機や中国リスクの発生により、景気が下振れするリスクが存在し、更に介護保険の減額等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。平成24年9月の政府発表によれば、国内の65歳以上の高齢者人口は3千万人を超え、高齢化が進む中、介護業界においては介護サービスの需要拡大に向けて、在宅を中心とするサービス提供体制の整備が求められております。また、厚生労働省の推計では平成24年8月時点で3百万人を超えなお増え続ける認知症高齢者を背景として、認知症施策の具体的な取り組みを示した厚生労働省発表の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に基づく本格的な取り組みも始まりつつあり、対象者の成長にとって一定の追い風になると認識しております。しかしながら、政府の財政赤字の拡大による財政支出の抑制や、様々な異業種分野からの介護ビジネスへの新規参入も後を絶たず、介護ビジネスはこれまでも増して熾烈な弱肉強食の時代になりつつあります。このように介護業界を総括したとき、当社及び対象者は、従来の対象者の介護報酬に依拠したビジネスモデルを踏襲したまま介護事業を進めていたのでは、収益性が悪化し、いずれ成長の余地が乏しくなるとの危機感を持つに至り、平成24年2月頃から対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を目的として、本取引を含む諸施策を実行に移した際のメリット・デメリットについて鋭意比較検討してまいりました。</p> <p>対象者は、平成18年8月にセントレックス市場に上場を果たし、当初は知名度の向上によるお客様の確保並びに優秀な人材の採用、及び資金調達の多様化等相応のメリットを享受することができましたが、以下の理由により、本公開買付けを含む本取引により当社が対象者を完全子会社化することが当社及び対象者にとって最良の方策であるという結論に至りました。</p> <p>対象者のグループホームを中心とした運営実績が評価され、知名度が向上したことによるお客様の確保が高位安定的になったこと。また、当社の本社を平成24年2月に埼玉県さいたま市から東京都中央区に移転することにより優秀な人材確保が容易になったこと。</p> <p>対象者及び当社グループのキャッシュフロー状況の改善及び低金利水準での借入が可能となったことにより、増資等資本市場からの資金調達の必要性が薄れてきたこと。</p> <p>対象者株式の上場を維持するために必要な負担が増加してきていること。</p> <p>中・長期的経営戦略の観点から、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M&A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が必要であるが、そのためには今まで以上にグループ全体としての一体性・柔軟性・機動性が必要なこと。</p> <p>上記の先行投資は、相応のリスクを孕んでおり、その成果が出るまでに3～5年かかり、一時的とはいえ、そのような先行投資による業績悪化は対象者株式の株価下落など、対象者株主の皆様にご迷惑を負っていただくことになりかねないこと。</p> <p>以上を踏まえて、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、平成25年2月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p>
-------	--

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月22日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法 209,609円から212,000円

類似企業比較法 259,162円から413,969円

DCF法 287,984円から355,703円

市場株価基準法では、平成25年2月22日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の基準日終値(212,000円)、過去1ヶ月間の終値の取引高加重平均(210,472円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の取引高加重平均(209,609円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の取引高加重平均(211,857円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を209,609円から212,000円と分析しております。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を259,162円から413,969円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を287,984円から355,703円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、最終的に平成25年2月25日に、本公開買付価格を1株当たり294,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格294,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月22日の対象者株式のセントレックス市場における終値(212,000円)に対して38.68%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年1月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,673円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に対して39.55%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年11月26日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,019円)に対して39.99%(小数点以下第三位を四捨五入)及び過去6ヶ月間(平成24年8月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(218,063円)に対して34.82%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月25日の対象者株式のセントレックス市場における終値(227,000円)に対して29.52%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティングに対して本公開買付価格の公正性を担保するため対象者の株式価値の算定を依頼し、鳳友コンサルティングから平成25年2月22日に対象者の株式価値算定書を手したとのことです。

なお、対象者は、鳳友コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

鳳友コンサルティングの算定書によると、対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 207,900円から218,116円

類似上場会社比準法 298,157円から344,523円(比準倍率としてE B I T倍率(注1)を用いた場合)

類似上場会社比準法 255,580円から462,360円(比準倍率としてE B I T D A倍率(注2)を用いた場合)

D C F法 271,218円から342,036円

市場株価平均法では、平成25年2月21日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の、基準日終値(209,900円)、直近1週間の終値平均(207,900円)、直近1ヶ月の終値平均(210,723円)、直近3ヶ月の終値平均(209,975円)及び直近6ヶ月の終値平均(218,116円)を基に、株式1株当たりの価値の範囲を207,900円から218,116円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、株式1株当たりの価値の範囲を298,157円から344,523円(比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合)及び255,580円から462,360円(比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合)までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、株式1株当たりの価値の範囲を271,218円から342,036円までと分析しているとのことです。なお、鳳友コンサルティングへ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

なお、対象者取締役会としては、本公開買付価格294,000円が類似上場会社比準法（比準倍率としてEBIT倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法、類似上場会社比準法（比準倍率としてEBITDA倍率を用いた場合）及びDCF法の算定結果の範囲内であり、また市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定されていることから合理的な価格と判断しているとのことです。

（注1）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋特別損益）

（注2）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋減価償却費＋特別損益）

当社との間で利害関係を有しない対象者の独立役員による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏に対し、名古屋証券取引所の規則に基づいて、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての検討を依頼したとのことです。

対象者は、平成25年2月25日、高岡光盛氏から、対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引について、(a)対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を図るその目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)対象者取締役会における意思決定の公正性や他の買付者からの買付機会を確保するための措置等が講じられ、本公開買付価格を含む本取引に関する交渉過程その他の手続が公正と認められること、(c)本公開買付価格及び本公開買付け後に予定される二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額について、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティングの株式価値算定書における類似上場会社比準法（比準倍率としてEBITDA倍率を用いた場合）及びDCF法による算定結果の範囲内で、かつ、類似上場会社比準法（比準倍率としてEBIT倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定され、公正な価格であると認められること、二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた額と同一になるように算定される予定であり、妥当であると認められること、(d)本取引によって、対象者の国内外における介護事業の中・長期的戦略に基づく展開が促進され、対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合的に考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して賛同する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の本意見書を入手したとのことです。対象者は、本意見書を踏まえ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者であるさくら共同法律事務所をリーガル・アドバイザーに選任し、同事務所に対し、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言について依頼したとのことです。

さくら共同法律事務所は、必要に応じて随時対象者取締役会との間で協議を行い、本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うことにより、本公開買付けを含む本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。対象者は、さくら共同法律事務所からの本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する口頭による法的助言を受けつつ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する説明、鳳友コンサルティングから取得した株式価値算定書、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏からの本意見書及びさくら共同法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者としては、セントレックス市場上場によって、知名度向上や資本市場からの資金調達等のメリットを既に十分享受した一方、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M & A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、対象者の中・長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成25年2月25日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役（取締役5名中、高橋誠一氏及び小林光司氏を除く3名）の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることに鑑み、本新株予約権に対する公開買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した利害関係を有しない監査役（監査役3名中3名出席）全員が、上記決議の何れにも監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者は、当該取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年8月期に係る期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

	<p>なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、当社の代表取締役社長を兼任しており、対象者の取締役副会長である小林光司氏は、当社の専務取締役を兼任しているため、いずれも、本公開買付けについて、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、対象者取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。</p> <p>これに対し、監査役のうち、大熊章三氏は当社の元執行役員管理本部長であり、星野慎吾氏は当社の元取締役社長室長であった者ですが、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,824 (株)	(株)	(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大の数(5,824株)を記載しています。

これは、対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数(14,320株)から、本書提出日現在における当社が保有する対象者株式の数(8,668株)を控除した株式数に、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる対象者株式の数(172株)を加算した株式数です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)に関して、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注3) 公開買付期間末日までに第2回及び第3回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,824
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	172
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(d)	8,668
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)	1,871
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	121
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(j)	14,320
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))(%)	40.19
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,824株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)に係る議決権の数(172個)を記載しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)について、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株式についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4) 「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち小規模所有者が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注5) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数(14,320株)に、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)を加えた株式数(14,492株)に係る議決権の数(14,492個)を分母として計算しています。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)について、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注6) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡による取得について対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。「譲渡承認書」及び新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要となります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認種類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、また、当該本人確認種類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間又は期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し()が必要となります。

() 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じません。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,693,146,065
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,717,146,065

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(5,824株)から公開買付期間中に行使期間が到来せず公開買付期間中に行使される可能性のない第4回新株予約権(65個)の目的となる対象者株式の数(65株)を控除した株式数(5,759株)に対象者株式に係る本公開買付価格(1株当たり294,000円)を乗じた金額及び第4回新株予約権の数(65個)に当該新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区 常盤七丁目4番1号	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注)	2,000,000
計(b)				2,000,000

(注) 当社は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社埼玉りそな銀行から、2,000,000千円を限度として、融資を行う用意がある旨の証明書を平成25年2月22日付けで取得しております。なお、本買収ローンに係る具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年4月16日(火曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類(前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「 7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「 10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
昭和49年9月	三光不動産株式会社設立(資本金2,500千円)埼玉県大宮市(現さいたま市)宅地建物取引業埼玉県知事免許(1)第6111号 不動産業開始
昭和50年1月	社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 加盟
昭和50年1月	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 加盟
昭和50年6月	一般建設業 埼玉県知事許可(般52)第20140号 建設業開始
昭和53年1月	商号 三光建設株式会社に変更
昭和60年7月	特定建設業 埼玉県知事許可(特 60)第20140号
昭和60年10月	一級建築士事務所 埼玉県登録(1)第3590号
昭和62年2月	株式会社グットライフ設立(出資比率30%)
平成3年3月	関連会社 株式会社財産ドック設立 資産家を対象としたコンサルティング営業を本格的に開始
平成4年2月	株式会社ウィーン建築設計事務所設立(出資比率100%)
平成9年5月	株式会社武蔵野工務店並びに株式会社グットライフを子会社化(出資比率100%)
平成9年9月	株式会社武蔵野工務店並びに株式会社グットライフを吸収合併 株式会社テクノアート建築設計事務所を子会社化(出資比率100%)
平成11年11月	対象者設立(出資比率30%)
平成12年4月	商号 三光ソフラン株式会社に変更すると共に、子会社として三光建設株式会社設立
平成12年8月	関連会社 株式会社船井財産コンサルタンツ北関東設立
平成12年12月	株式の額面変更並びに資本準備金の資本組入れによる株式分割 額面50円、発行済株式6,143,700株(資本金307,185千円)
平成13年7月	対象者への増資により、実質的に支配権を獲得して子会社化(出資比率50%)
平成13年12月	株式会社ウィーン建築設計事務所・株式会社テクノアート建築設計事務所合併 存続会社 株式会社ウィーン建築設計事務所
平成14年2月	大阪証券取引所ナスダックジャパン市場(現ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」市場)に株式を上場 新株発行 600,000株 発行済株式数 6,743,700株(資本金382,185千円)
平成14年6月	株式会社エム・シー・エス四国設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成14年7月	エム・シー・エス武蔵野株式会社設立(出資比率55%)
平成14年7月	メディカル・ケア・サービス関西株式会社設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成14年8月	メディカル・ケア・サービス新潟株式会社設立(出資比率55% 現70% 連結子会社)
平成14年8月	対象者へ増資(出資比率65% 現60.6% 連結子会社)
平成14年8月	メディカル・ケア・サービス九州株式会社設立(出資比率55%)
平成14年8月	メディカル・ケア・サービス南埼玉株式会社設立(出資比率55% 連結子会社)
平成14年9月	メディカル・ケア・サービス北海道株式会社設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成14年12月	メディカル・ケア・サービス宇佐美株式会社設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成14年12月	メディカル・ケア・サービス日崎株式会社設立(出資比率55%)
平成15年2月	メディカル・ケア・サービス福岡株式会社設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成15年2月	メディカル・ケア・サービス東北株式会社設立(出資比率55% 現100% 連結子会社)
平成15年2月	公募増資 新株発行 1,000,000株 発行済株式数 7,743,700株(資本金965,185千円)

年月	事項
平成15年7月	株式分割 株主所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割7,743,700株の増加 発行済株式数15,487,400株
平成15年5月	エム・シー・エス秋田株式会社設立(出資比率55%)
平成15年7月	株式分割 株主所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割7,743,700株の増加 発行済株式数15,487,400株
平成16年12月	エム・シー・エス武蔵野株式会社の増資による持分異動により、持分法適用会社へ変更(出資比率50%)
平成17年2月	株式会社やさしい手エムシーエス設立(出資比率60%)
平成17年4月	有限責任中間法人クレストを基金拠出者の地位の全部取得により子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成17年4月	有限責任中間法人クレストの子会社化に伴い有限会社S Tアドバイザーを子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成17年12月	メディカル・ケア・サービス宇佐美株式会社をメディカル・ケア・サービス東海株式会社へ社名変更
平成18年2月	株式分割 株主所有株式数を1株につき4株の割合をもって分割46,462,200株の増加 発行済株式数61,949,600株
平成18年7月	エム・シー・エス武蔵野株式会社の全株式を売却
平成18年7月	株式会社アップルを株式交換により子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成18年7月	株式会社アップルの子会社化に伴い株式会社ハウス二十一を子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成18年7月	株式会社アップルの子会社化に伴い有限会社アパート・マンション情報社、株式会社ジェイ・アイ・エス西新宿、株式会社パートナーズ、有限会社ジャパン・シィディ・リミテッドを子会社化(出資比率100%)
平成18年8月	対象者、名古屋証券取引所セントレックス市場に株式を上場(出資比率60.6%)
平成18年12月	株式会社S O R A設立(出資比率90% 連結子会社(現100%))
平成19年2月	有限責任中間法人クレストへ増資
平成19年3月	有限会社D A R I Y Aの全株式を取得により子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成19年5月	メディカル・ケア・サービス福岡株式会社がメディカル・ケア・サービス九州株式会社を吸収合併、社名をメディカル・ケア・サービス九州株式会社に変更
平成19年8月	メディカル・ケア・サービス北海道株式会社がメディカル・ケア・サービス日崎株式会社を吸収合併
平成19年12月	グリーンフード株式会社設立(出資比率100% 連結子会社)
平成19年12月	株式会社やさしい手エムシーエスの全株式を売却
平成20年1月	有限会社アイクリエイトを全株式取得により子会社化
平成20年1月	三光ソフラン分割準備株式会社設立(出資比率100% 連結子会社)
平成20年6月	会社分割により主要事業を三光ソフラン分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴い、社名を三光ソフランホールディングス株式会社に変更(同時に三光ソフラン分割準備株式会社は社名を三光ソフラン株式会社に変更)
平成20年7月	株式会社ハウジング恒産を全株式取得により子会社化(出資比率100% 連結子会社) 株式会社ライフ・ギャラリーを全株式取得により子会社化(出資比率100% 連結子会社)
平成20年9月	対象者が有限会社アイクリエイトを吸収合併
平成21年2月	有限会社ライフワークを全株式取得により子会社化
平成21年3月	パインによる当社株式に対する公開買付けにより同社の子会社となる

年月	事項
平成21年 5月	大阪証券取引所ヘラクレス市場（現、JASDAQ（スタンダード））における当社株式の上場廃止
平成21年 6月	メディカル・ケア・サービス東北株式会社が有限会社ライフワークを吸収合併
平成22年 3月	株式会社SORAを株式会社ケアスターへ社名変更
平成22年 9月	MCSハートフル株式会社設立（出資比率100% 連結子会社）
平成23年12月	株式会社アミックスを全株式取得により子会社化（出資比率100%、連結子会社）
平成24年 2月	東京都中央区京橋に本社を移転
平成24年 8月	対象者がグループホームキノシタ有限会社を全株式取得により子会社化（出資比率100% 連結子会社）

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導

- (1) 資産（土地・建物等）の有効活用に関する企画・調査及びコンサルティング業務
- (2) 医療介護施設の運営とコンサルタント
- (3) 医療介護者の育成と紹介・斡旋
- (4) 福祉用具のリース
- (5) 老人ホームの運営とコンサルタント
- (6) 老人介護の職員の研修施設の運営
- (7) 医療施設の建設と改修工事とコンサルティング業務
- (8) アパート、住宅、店舗等の建築コンサルタント業
- (9) 不動産管理のコンサルティング業務
- (10) 宅地建物取引業
- (11) 建築工事の請負
- (12) 土木工事の請負
- (13) 電気工事の請負
- (14) 不動産の賃貸借及び管理業務
- (15) 不動産の測量、製図業務
- (16) 飲食店業
- (17) 損害保険代理業務
- (18) 生命保険の募集に関する業務
- (19) 信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介
- (20) 不動産、不動産証券化商品に関する調査及び投資並びに投資顧問業務
- (21) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
- (22) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
- (23) 資産の流動化に関するコンサルタント業務
- (24) 有価証券の運用に関する助言、コンサルタント業務
- (25) 有価証券の保有並びに運用、投資、売買
- (26) 金融商品仲介業
- (27) 信託契約代理業
- (28) 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介及びそのコンサルティング
- (29) ホテル、旅館の経営
- (30) 駐車場の経営及び管理
- (31) 総務・経理事務受託代行業務
- (32) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡

(33) 前各号に付帯する一切の業務

2. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介及びそのコンサルティング
3. 不動産の売買、賃貸、管理及び斡旋
4. 前各号に付帯する一切の業務

事業の内容

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社1社で構成されており、建設事業、不動産販売事業、賃貸管理事業及び介護事業を展開しております。

(1) 建設事業

建設事業は、建設業法で定められた建設業者として許可を受け、戸建注文住宅、アパート、マンション並びに介護施設等の建築請負・設計・施工・コンサルティング及びリフォーム・改修工事の請負・施工を行っております。主な営業エリアであるさいたま市を中心とした埼玉県南部地域において、設計・施工管理、関連会社である株式会社財産ドックのお客様への資産活用コンサルティングによる土地有効活用の提案営業及び介護施設の建築受注、並びに当社で購入実績のあるお客様のリフォームをメインとしております。

(2) 不動産販売事業

不動産販売事業は、埼玉県及び東京都を中心として、戸建分譲住宅、アパート・マンション、商業ビル及び土地の販売や仲介業務を行っております。また、「お金持ち大家さんになろう」をキーワードに、個人年金作りのための収益用アパート・マンション等の販売も行っております。

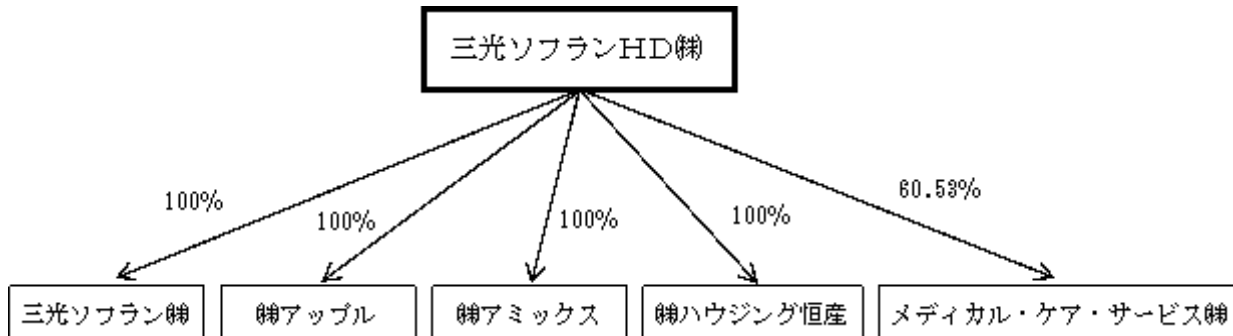
(3) 賃貸管理事業

賃貸管理事業は、子会社である株式会社アップルが中心となって行っております。株式会社アップルは、株式会社アバマンショップネットワークの埼玉県内ナンバーワンのフランチャイズ企業で、当社グループで建設、購入又は販売したアパート・マンション・テナント等の総合管理、賃貸仲介及び埼玉県南部と東京北東エリアを中心とした賃貸物件の一括借り上げ、トランクルームやコンテナ等の企画・運営を行っております。

(4) 介護事業

介護事業は、子会社であるメディカル・ケア・サービス株式会社が施設運営を担当しております。メディカル・ケア・サービス株式会社は、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）事業を主とした介護サービス事業を全国に展開しております。その他の介護事業としては、介護付有料老人ホーム及びデイサービスの運営、居宅介護支援事業、福祉用具の販売等も行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年2月26日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000,000円	92株

【大株主】

平成25年2月26日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
パイン株式会社	埼玉県さいたま市大宮区	31	33.69
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	27	29.35
三光ソフランホールディングス株式会社	東京都中央区	14	15.21
高橋 幸一郎	神奈川県横浜市栄区	8	8.70
高橋 大輔	埼玉県さいたま市大宮区	8	8.70
株式会社シャイン・コーポレーション	埼玉県さいたま市大宮区	2	2.17
高橋 昌子	埼玉県さいたま市大宮区	1	1.09
高橋 幸枝	埼玉県さいたま市大宮区	1	1.09
計		92	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年2月26日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役社長		高橋 誠一	昭和20年5月28日	昭和47年1月 昭和49年9月 平成3年3月 平成11年11月 平成14年5月 平成17年8月 平成18年8月 平成20年8月 平成20年8月 平成22年11月 平成23年12月 平成24年8月	個人にて高橋建設を創業 三光不動産株式会社(現 三光ソフランホールディングス株式会社)設立 代表取締役社長就任(現任) 株式会社財産ドック設立 代表取締役社長就任(現任) 対象者設立 取締役就任 対象者代表取締役会長就任 対象者取締役会長就任 株式会社アップル取締役就任 同社代表取締役社長就任(現任) 株式会社ハウジング恒産代表取締役社長就任(現任) 対象者代表取締役会長就任 株式会社アミックス取締役就任(現任) 対象者代表取締役会長兼社長(現任)	27
専務取締役		小林 光司	昭和26年8月29日	昭和47年1月 昭和49年9月 平成9年9月 平成11年4月 平成13年9月 平成14年5月 平成18年11月 平成19年7月 平成20年1月 平成22年11月	高橋建設入社 三光不動産株式会社(現 三光ソフランホールディングス株式会社)取締役就任 当社取締役営業本部長兼住宅流通部長 当社常務取締役就任 営業本部長兼住宅流通部長 当社専務取締役就任 住宅流通部長 対象者取締役就任 同社取締役副会長就任(現任) 三光ソフランホールディングス株式会社専務取締役(現任) 三光ソフラン分割準備株式会社(現 三光ソフラン株式会社)代表取締役社長(現任) 対象者取締役副会長(現任)	
取締役		高橋 大輔	昭和55年2月16日	平成16年9月 平成16年12月 平成18年12月 平成19年1月 平成20年8月 平成21年2月 平成22年4月	株式会社SFCG入社 ジェイ・キャピタルマネジメント入社 株式会社エス・ライン専務取締役(現在) パイン取締役(現在) メディカルホットライン株式会社代表取締役(現在) 株式会社シャイン・コーポレーション代表取締役(現任) 当社取締役就任(現任)	8

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
取締役		廣瀬 佳正	昭和45年 5月19日	平成 6 年 4 月 平成 9 年 2 月 平成10年 2 月 平成10年 5 月 平成19年 9 月 平成22年11月	国際倉庫株式会社入社 株式会社日本アビリテーズ入社 三和ホーム株式会社入社 パイン入社 同社代表取締役社長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	
監査役		田中 誠	昭和31年 1月11日	昭和63年11月 平成 6 年 4 月 平成12年 8 月 平成12年 9 月 平成12年11月 平成15年 1 月 平成23年 8 月	税理士登録 株式会社タクトコンサルティング取締役就任 株式会社船井財産コンサルタンツ北関東監査役就任(現任) 株式会社キングジム監査役就任 当社監査役就任(現任) 税理士法人タクトコンサルティング代表社員 税理士法人エクラコンサルティング代表取締役	
計						35

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の第38期事業年度(平成23年9月1日から平成24年8月31日まで)に関する財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第38期事業年度(平成23年9月1日から平成24年8月31日まで)の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により監査証明を受けておりますが、本書に記載する当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査証明を受けておりません。

【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第38期事業年度 (平成24年8月31日)	構成比 (%)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		713	
前払費用		5	
未収入金		2	
未収法人税等		2	
短期貸付金		7	
繰延税金資産		56	
その他		0	
流動資産合計		786	18.8
固定資産			
(有形固定資産)			
建物	1	310	
工具器具備品		22	
土地	1	408	
リース資産		3	
減価償却累計額		163	
有形固定資産合計		581	13.9
(無形固定資産)			
ソフトウェア		0	
リース資産		3	
その他		1	
無形固定資産合計		5	0.1

		第38期事業年度 (平成24年8月31日)	構成比 (%)
(投資その他の資産)			
投資有価証券		398	
関係会社株式		2,296	
長期前払費用		37	
保険積立金		42	
差入敷金保証金		34	
投資その他の資産合計		2,809	67.1
固定資産合計		3,397	81.2
資産合計		4,183	100.0
負債の部			
流動負債			
短期借入金		305	
1年以内返済予定長期借入金		234	
未払金		17	
未払費用		16	
未払消費税等		1	
未払法人税等		0	
未払事業所税		0	
賞与引当金		2	
預り金		602	
短期リース債務		5	
流動負債合計		1,185	28.3
固定負債			
長期借入金		482	
社債		360	
受入敷金保証金		44	
長期リース債務		2	
繰延税金負債		1	
固定負債合計		890	21.3
負債合計		2,076	49.6

		第38期事業年度 (平成24年8月31日)	構成比 (%)
純資産の部			
株主資本			
資本金		100	2.4
資本剰余金			
資本準備金		25	
その他資本剰余金		2,015	
資本剰余金合計		2,040	48.8
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金		350	
繰越利益剰余金		743	
利益剰余金合計		1,093	26.1
自己株式		1,077	25.7
株主資本合計		2,156	51.5
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		48	1.2
純資産合計		2,107	50.3
負債純資産合計		4,183	100.0

【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	百分比 (%)
営業収益		445	100.0
営業費用			
販売費及び一般管理費		241	54.2
営業利益		203	45.8
営業外収益			
受取利息		2	
受取配当金		0	
受取手数料		0	
投資事業利益		0	
雑収入		7	
営業外収益合計		13	3.0
営業外費用		-	
支払利息		22	
社債利息		14	
雑損失		0	
営業外費用合計		37	8.3
経常利益		180	40.4
特別損失			
投資有価証券評価損		9	
特別損失合計		9	2.0
税引前当期純利益		171	38.4
法人税、住民税及び事業税		0	
法人税等調整額		24	
法人税等合計		24	5.6
当期純利益		146	32.7

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	
株主資本			
資本金			
前期末残高		100	
当期変動額		-	
当期変動額合計		-	
当期末残高		100	
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		25	
当期変動額		-	
当期変動額合計		-	
当期末残高		25	
その他資本剰余金			
前期末残高		2,015	
当期変動額		-	
当期変動額合計		-	
当期末残高		2,015	
資本剰余金合計			
前期末残高		2,040	
当期変動額		-	
当期変動額合計		-	
当期末残高		2,040	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高		350	
当期変動額		-	
当期変動額合計		-	
当期末残高		350	

		第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	
繰越利益剰余金			
前期末残高		695	
当期変動額		-	
剰余金の配当		98	
当期純利益		146	
当期変動額合計		47	
当期末残高		743	
利益剰余金合計			
前期末残高		1,045	
当期変動額			
剰余金の配当		98	
当期純利益		146	
当期変動額合計		47	
当期末残高		1,093	
自己株式			
前期末残高		1,077	
当期末残高		1,077	
株主資本合計			
前期末残高		2,108	
当期変動額			
剰余金の配当		98	
当期純利益		146	
当期変動額合計		47	
当期末残高		2,156	

		第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		35	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		13	
当期変動額合計		13	
当期末残高		48	
純資産合計			
前期末合計		2,073	
当期変動額			
剰余金の配当		98	
当期純利益		146	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）		13	
当期変動額合計		34	
当期末残高		2,107	

（継続企業の前提に関する事項）

第38期事業年度（自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日）

該当事項はございません。

(重要な会計方針)

項目	第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価のあるもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） ・ 時価のないもの・・・移動平均法による原価法 <p>投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8～38年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社利用のソフトウェア <p>社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンス・リース取引（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものを除く） <p>リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能込額を計上することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>
4 その他計算書類作成のための基本となる事項	<p>(1) 従業員の退職金の支給に備えるため、勤労者退職金共済機構に加入しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p>

(会計方針の変更)

第38期事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

第38期事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)
該当事項はありません。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第38期事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)						
1 担保資産及び担保付債務 担保に提供している資産は次のとおりであります。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">148百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">408百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	5百万円	建物	148百万円	土地	408百万円
現金及び預金	5百万円					
建物	148百万円					
土地	408百万円					
担保付債務は次のとおりであります。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金(1年以内返済予定 長期借入金を含む)</td> <td style="text-align: right;">716百万円</td> </tr> </table>	短期借入金	5百万円	長期借入金(1年以内返済予定 長期借入金を含む)	716百万円		
短期借入金	5百万円					
長期借入金(1年以内返済予定 長期借入金を含む)	716百万円					
<p>なお、上記長期借入金のうち485百万円について、子会社である株式会社ハウジング恒産から不動産(簿価1,041百万円)による担保提供、606百万円については、子会社である株式会社アミックスより定期預金100百万円の担保提供を受けております。</p>						
2 保証債務額 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">株式会社アミックス</td> <td style="text-align: right;">491百万円</td> </tr> </table>	株式会社アミックス	491百万円				
株式会社アミックス	491百万円					
<p>また、当社の子会社であるメディカル・ケア・サービス株式会社のグループホーム賃貸借契約に伴う平成43年5月までの賃借料月額1,500千円(税込)に対して保証をしております。</p>						
3 関係会社に対する金銭債権債務						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">関係会社に対する短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">911百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する長期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table>	関係会社に対する短期金銭債権	2百万円	関係会社に対する短期金銭債務	911百万円	関係会社に対する長期金銭債務	39百万円
関係会社に対する短期金銭債権	2百万円					
関係会社に対する短期金銭債務	911百万円					
関係会社に対する長期金銭債務	39百万円					
4 預り金は、グループ会社の余裕資金を活用するための子会社からの預り金600百万円が含まれております。						

(損益計算書関係)

第38期事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)						
関係会社との取引高						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">444百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費 (支払手数料)</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引高</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> </table>	売上高	444百万円	販売費及び一般管理費 (支払手数料)	24百万円	営業取引以外の取引高	18百万円
売上高	444百万円					
販売費及び一般管理費 (支払手数料)	24百万円					
営業取引以外の取引高	18百万円					

(株主資本等変動計算書関係)

第38期事業年度(自平成23年9月1日至平成24年8月31日)

事業年度末における発行株式に関する事項

A種株式 92株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
A種株式	14	-	-	14
合計	14	-	-	14

剰余金の配当に関する事項

金銭による配当 98百万円

(リース取引関係)

第38期事業年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第38期事業年度(平成24年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)子会社株式	454	2,088	1,634
合計	454	2,088	1,634

(税効果会計関係)

第38期事業年度 (自 平成23年 9 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)	
税効果会計に関する注記	
繰延税金資産	
繰越欠損金	786百万円
その他有価証券評価差額金	18百万円
投資有価証券評価損否認	12百万円
譲渡損益調整額	5百万円
一括償却資産否認	1百万円
未払社会保険料否認	0百万円
その他	0百万円
小計	825百万円
評価性引当金	768百万円
繰延税金資産合計	56百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1百万円
繰延税金負債合計	1百万円

(企業結合等関係)

第38期事業年度 (自 平成23年 9 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第38期事業年度 (自 平成23年 9 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第38期事業年度 (自 平成23年 9 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)	
1 株当たり純資産額	27,019,769円51銭
1 株当たり当期純利益	1,874,214円35銭
なお、潜在株式調整額後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期事業年度 (自 平成23年 9 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)
当期純利益 (百万円)	146
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	146
期中平均株式数 (株)	78

(重要な後発事象)

第38期事業年度(自平成23年9月1日至平成24年8月31日)

該当事項はありません。

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,443(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	124		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10,567		
所有株券等の合計数	10,567		
(所有潜在株券等の合計数)	(124)		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数合計28個が含まれております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,668(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8,668		
所有株券等の合計数	8,668		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,775(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	124		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,899		
所有株券等の合計数	1,899		
(所有潜在株券等の合計数)	(124)		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数合計28個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	パイン株式会社
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目80番地1
職業又は事業の内容	コインパーク事業
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F 電話番号 03-5159-4311(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	高橋 誠一
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役社長 対象者 代表取締役会長兼社長
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F 電話番号 03-5159-4311(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	小林 光司
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 専務取締役 対象者 取締役副会長
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	石塚 明
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	山本 教雄
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	星野 慎吾
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	高橋 幸一郎
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	ルミナス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	高橋 大輔
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	胡 平
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	三光ソフラン株式会社 取締役
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	田中 誠
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 監査役
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	末永 照雄
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	アミックス株式会社 代表取締役会長
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	新藤 映一
住所又は所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社財産ドック 取締役
連絡先	連絡者 三光ソフランホールディングス株式会社 経営企画室長 菅原 元 連絡場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7 F 電話番号 03-5159-4311 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	田中 壮一
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	メディカル・ケア・サービス新潟株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	石山 一子
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	メディカル・ケア・サービス新潟株式会社 取締役
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月26日現在)

氏名又は名称	山内 健
住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社グリーンフード 代表取締役社長
連絡先	連絡者 メディカル・ケア・サービス株式会社 常務取締役管理本部長 石塚 明 連絡場所 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号 電話番号 048-651-6700(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

パイン株式会社

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

高橋 誠一

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,081(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	54		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,135		
所有株券等の合計数	1,135		
(所有潜在株券等の合計数)	(54)		

小林 光司

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	16		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	76		
所有株券等の合計数	76		
(所有潜在株券等の合計数)	(16)		

石塚 明

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	31		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	41		
所有株券等の合計数	41		
(所有潜在株券等の合計数)	(31)		

山本 教雄

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	20		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	22		
所有株券等の合計数	22		
(所有潜在株券等の合計数)	(20)		

星野 慎吾

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	30		
所有株券等の合計数	30		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

高橋 幸一郎

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	106(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	106		
所有株券等の合計数	106		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

高橋 大輔

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	100(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	100		
所有株券等の合計数	100		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

胡 平

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	60		
所有株券等の合計数	60		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

田中 誠

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 田中誠は、小規模所有者に該当いたしますので、田中誠の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

未永 照雄

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 未永照雄は、小規模所有者に該当いたしますので、未永照雄の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

新藤 映一

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 新藤映一は、小規模所有者に該当いたしますので、新藤映一の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田中 壮一

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	101(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	101		
所有株券等の合計数	101		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

石山 一子

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 石山一子は、小規模所有者に該当いたしますので、石山一子の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山内 健

(平成25年2月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	3		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	(3)		

(注) 山内健は、小規模所有者に該当いたしますので、山内健の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して当社は、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長であり対象者の第二位の大株主である高橋誠一氏(所有株式数:1,081株、所有割合:7.46%)、パイン(所有株式数:200株、所有割合:1.38%)、高橋誠一氏の長男である高橋幸一郎氏(所有株式数:106株、所有割合:0.73%)及び高橋誠一氏の次男である高橋大輔氏(所有株式数:100株、所有割合:0.69%)との間で、平成25年2月25日にそれぞれが所有する応募対象株式(所有株式数の合計:1,487株、所有割合:10.26%)の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

決算年月	平成22年8月期 (第36期)	平成23年8月期 (第37期)	平成24年8月期 (第38期)
対象者からの経営指導料の受取	79	95	95
対象者からの設備利用料の受取	3	3	3

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との本公開買付けに関する合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する説明、鳳友コンサルティングから取得した株式価値算定書、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏からの本意見書及びさくら共同法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者としては、セントレックス市場上場によって、知名度向上や資本市場からの資金調達等のメリットを既に十分享受した一方、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M&A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、対象者の中・長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成25年2月25日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役（取締役5名中、高橋誠一氏及び小林光司氏を除く3名）の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることに鑑み、本新株予約権に対する公開買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した利害関係を有しない監査役（監査役3名中3名出席）全員が、上記決議の何れにも監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者は、当該取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年8月期に係る期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、当社の代表取締役社長を兼任しており、対象者の取締役副会長である小林光司氏は、当社の専務取締役を兼任しているため、いずれも、本公開買付けについて、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、対象者取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉にも参加していないとのことです。

これに対し、監査役のうち、大熊章三氏は当社の元執行役員管理本部長であり、星野慎吾氏は当社の元取締役社長室長であった者ですが、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けに際して当社は、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長であり対象者の第二位の大株主である高橋誠一氏（所有株式数：1,081株、所有割合：7.46%）、パイン（所有株式数：200株、所有割合：1.38%）、高橋誠一氏の長男である高橋幸一郎氏（所有株式数：106株、所有割合：0.73%）及び高橋誠一氏の次男である高橋大輔氏（所有株式数：100株、所有割合：0.69%）との間で、平成25年2月25日にそれぞれが所有する応募対象株式（所有株式数の合計：1,487株、所有割合：10.26%）の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、建設事業、不動産販売事業、賃貸管理事業及び介護事業等を営む子会社27社及び関連会社1社の事業活動の支配・管理及び経営指導を主たる事業とする持株会社です。当社の前身である三光不動産株式会社は昭和49年9月に不動産事業会社として設立されました。その後建設事業を開始したことから昭和53年1月に商号を三光建設株式会社に変更し、更に不動産コンサルティング、賃貸管理事業、介護事業へと業容を拡大したことから、グループ組織運営の効率化を向上させるため、平成20年6月に持株会社体制に移行し、これに伴い商号を現在の三光ソフランホールディングス株式会社に変更し現在に至っております。なお、当社はこの間、平成13年7月に主に介護事業を営む対象者を、平成18年7月に主に賃貸管理（主に埼玉県・東京都）を業とする株式会社アップルを、平成20年1月に主に建設不動産を業とする三光ソフラン株式会社（当時の商号は、三光ソフラン分割準備株式会社）を、平成20年7月に賃貸管理（主に東京都城西地区）を業とする株式会社ハウジング恒産を、平成23年12月に賃貸管理（主に東京都城東地区）を業とする株式会社アミックスを、それぞれ連結子会社化し業容を拡大してきております。

当社グループの創業者であり、当社の代表取締役社長及び対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、大学卒業後、父親の米穀商を承継し、その業容を拡大してまいりました。この米穀商の仕事を通じ、事業を健全に発展させるためには、「お客様に幸せと満足を与えること」が大切であり、他方では「時流を読んで事業展開すること」が大切であるとの教訓を得ております。その教訓は今日の当社グループの方針にも受け継がれており、当社グループは、「お客様に幸せと満足を与え」、「時流を先取りし」、「事業の発展を通して社会に貢献すること」を基本方針としております。

上記の経営方針を踏まえ、当社グループにおいて推進・強化をしている具体的な事業内容は以下の通りです。

建設事業：当社の完全子会社である株式会社三光ソフランによる戸建注文住宅、アパート、マンション及び介護施設等の建築請負・設計・施工・コンサルティング及びリフォーム・改修工事の請負・施工。

不動産販売事業：当社の完全子会社である株式会社三光ソフランによる埼玉県及び東京都を中心とした、戸建分譲住宅、アパート・マンション、商業ビル及び土地の販売や仲介。

賃貸管理事業：株式会社アパマンショップネットワークの中において店舗数で全国一のフランチャイズ企業であり、かつ当社の完全子会社である株式会社アップル（主に埼玉県・東京都）、加えてM&Aで傘下に収めた株式会社ハウジング恒産（主に東京都城西地区）や株式会社アミックス（主に東京都城東地区）による、アパート・マンション・テナント等の総合管理、賃貸仲介及び賃貸物件の一括借り上げの企画・運営。

介護事業：対象者による、認知症高齢者を対象としたグループホームや介護付有料老人ホームといった施設系介護サービス事業の運営（詳細は下記をご参照。）。

上記のような当社グループの中にあって対象者は、平成11年11月の設立以来、当社グループの基本方針のもと、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者を対象としたグループホーム）や介護付有料老人ホームといった施設系介護サービス事業を中心に全国にて展開してまいりました。中でもグループホームは事業所数で平成24年8月1日現在「ニチイ学館」に次いで第2位となっております。対象者は、平成22年8月期に11棟、平成23年8月期に21棟、平成24年8月期（いずれも対象者の決算期）に30棟とグループホームを増加させ、同事業を積極展開し、今後におきましても、年間20棟以上の増加を目指しております。このほか、小規模多機能型居宅介護やデイサービスの運営、福祉用具の販売等も行い、サービスの拡充を図っております。さらに、介護職に対する教育研修体制の強化とタクティールケアをはじめとしたケアの質の向上により、入居者の方々へのサービスを充実させることに取り組んでおります。また、介護事業の今後の中・長期的な成長戦略として、介護市場が急激に拡大している中国において、現地市場に即した事業モデルの構築を掲げております。対象者は、介護事業の現地での展開に向けた具体的な調査・活動を行い、中国企業との合弁会社設立に向けた準備を進め、各種マーケティングや人材育成等を含めた活動を行うことを目指しております。

対象者の設立時における当社の出資比率は30%でしたが、平成13年7月に対象者の第三者割当増資に応じ出資比率を50%に上げたことにより、対象者に対する支配権を実質的に獲得し、対象者を子会社化、平成15年8月には対象者の発行する新株予約権の行使により出資比率を65.6%に引き上げ、その後平成18年8月の対象者株式のセントレックス市場の上場時には当社の出資比率は60.6%となり、現在に至っております。

昨今の当社グループを取り巻く経営環境は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による電力供給問題や原油価格高騰に加え、欧州債務危機や中国リスクの発生により、景気が下振れするリスクが存在し、更に介護保険の減額等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。平成24年9月の政府発表によれば、国内の65歳以上の高齢者人口は3千

万人を超え、高齢化が進む中、介護業界においては介護サービスの需要拡大に向けて、在宅を中心とするサービス提供体制の整備が求められております。また、厚生労働省の推計では平成24年8月時点で3百万人を超えなお増え続ける認知症高齢者を背景として、認知症施策の具体的な取り組みを示した厚生労働省発表の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に基づく本格的な取り組みも始まりつつあり、対象者の成長にとって一定の追い風になると認識しております。しかしながら、政府の財政赤字の拡大による財政支出の抑制や、様々な異業種分野からの介護ビジネスへの新規参入も後を絶たず、介護ビジネスはこれまでも増して熾烈な弱肉強食の時代になりつつあります。このように介護業界を総括したとき、当社及び対象者は、従来の対象者の介護報酬に依拠したビジネスモデルを踏襲したまま介護事業を進めていたのでは、収益性が悪化し、いずれ成長の余地が乏しくなるとの危機感を持つに至り、平成24年2月頃から対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を目的として、本取引を含む諸施策を実行に移した際のメリット・デメリットについて鋭意比較検討してまいりました。

対象者は、平成18年8月にセントレックス市場に上場を果たし、当初は知名度の向上によるお客様の確保並びに優秀な人材の採用、及び資金調達の多様化等相応のメリットを享受することができましたが、以下の理由により、本公開買付けを含む本取引により当社が対象者を完全子会社化することが当社及び対象者にとって最良の方策であるという結論に至りました。

対象者のグループホームを中心とした運営実績が評価され、知名度が向上したことによるお客様の確保が高位安定的になったこと。また、当社の本社を平成24年2月に埼玉県さいたま市から東京都中央区に移転することにより優秀な人材確保が容易になったこと。

対象者及び当社グループのキャッシュフロー状況の改善及び低金利水準での借入が可能となったことにより、増資等資本市場からの資金調達の必要性が薄れてきたこと。

対象者株式の上場を維持するために必要な負担が増加してきていること。

中・長期的経営戦略の観点から、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M&A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が必要であるが、そのためには今まで以上にグループ全体としての一体性・柔軟性・機動性が重要なこと。

上記の先行投資は、相応のリスクを孕んでおり、その成果が出るまでに3～5年かかり、一時的とはいえ、そのような先行投資による業績悪化は対象者株式の株価下落など、対象者株主の皆様にご多大なリスクを負っていただくことになりかねないこと。

以上を踏まえて、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、平成25年2月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後は、これまでの当社と対象者との枠を越え、グループ全体の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の有効活用を図るとともに、当社グループの社会的責任を果たすべく、グループとしての一体性・柔軟性・機動性を確保して参りたいと考えております。

具体的には、従来、当社の連結子会社各社の事業報告を中心とした「グループ報告会」はややもすれば各社の最適解を求める傾向にありましたが、グループの一体化の強化を目的とした「グループ役員会」へ変更し、競合他社に対する差別化策を検討する場に改めていく予定です。また、平成24年10月から開始した「リスク・マネジメント会議」及び「新事業新商品委員会」は、これまで独立して運営されてきましたが、本公開買付け後は、不即不離なリスクとリターンの両面から多角的・長期的・根本的に深掘りし、グループ経営の強化を図ってまいります。さらに、中・長期的経営戦略の観点からその必要性を適宜吟味した上で、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進、大型M&A、大型設備投資（介護付有料老人ホームなど）、新規ビジネスの立ち上げ等を積極果敢に織り込んだ中・長期計画の策定を検討してまいります。

なお、本公開買付けを含む本取引により当社が対象者を完全子会社とした後の対象者における役員構成については、今後当社と対象者との間で協議して決定していく予定です。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本書提出日現在において当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付け等の価格本公開買付け価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月22日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付け価格を決定するにあたりその参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法 209,609円から212,000円

類似企業比較法 259,162円から413,969円

DCF法 287,984円から355,703円

市場株価基準法では、平成25年2月22日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の基準日終値(212,000円)、過去1ヶ月間の終値の取引高加重平均(210,472円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の取引高加重平均(209,609円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の取引高加重平均(211,857円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を209,609円から212,000円と分析しております。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を259,162円から413,969円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を287,984円から355,703円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、最終的に平成25年2月25日に、本公開買付価格を1株当たり294,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格294,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月22日の対象者株式のセントレックス市場における終値(212,000円)に対して38.68%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年1月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,673円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に対して39.55%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年11月26日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(210,019円)に対して39.99%(小数点以下第三位を四捨五入)及び過去6ヶ月間(平成24年8月23日から平成25年2月22日まで)の終値単純平均(218,063円)に対して34.82%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月25日の対象者株式のセントレックス市場における終値(227,000円)に対して29.52%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行って解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティングに対して本公開買付価格の公正性を担保するため対象者の株式価値の算定を依頼し、鳳友コンサルティングから平成25年2月22日に対象者の株式価値算定書を入手したとのことです。

なお、対象者は、鳳友コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

鳳友コンサルティングの算定書によると、対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 207,900円から218,116円

類似上場会社比準法 298,157円から344,523円（比準倍率としてE B I T倍率（注1）を用いた場合）

類似上場会社比準法 255,580円から462,360円（比準倍率としてE B I T D A倍率（注2）を用いた場合）

D C F法 271,218円から342,036円

市場株価平均法では、平成25年2月21日を基準日として、セントレックス市場における対象者株式の、基準日終値（209,000円）、直近1週間の終値平均（207,900円）、直近1ヶ月の終値平均（210,723円）、直近3ヶ月の終値平均（209,975円）及び直近6ヶ月の終値平均（218,116円）を基に、株式1株当たりの価値の範囲を207,900円から218,116円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、株式1株当たりの価値の範囲を298,157円から344,523円（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）及び255,580円から462,360円（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、株式1株当たりの価値の範囲を271,218円から342,036円までと分析しているとのことです。なお、鳳友コンサルティングへ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

なお、対象者取締役会としては、本公開買付価格294,000円が類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法、類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）及びD C F法の算定結果の範囲内であり、また市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定されていることから合理的な価格と判断しているとのことです。

（注1）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋特別損益）

（注2）（株式時価総額＋有利子負債－現預金及び同等物）÷（税引前当期純利益＋支払利息－受取利息＋減価償却費＋特別損益）

当社との間で利害関係を有しない対象者の独立役員による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏に対し、名古屋証券取引所の規則に基づいて、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての検討を依頼したとのことです。

対象者は、平成25年2月25日、高岡光盛氏から、対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引について、(a)対象者及び当社グループ全体の企業価値向上を図るその目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)対象者取締役会における意思決定の公正性や他の買付者からの買付機会を確保するための措置等が講じられ、本公開買付価格を含む本取引に関

する交渉過程その他の手続が公正と認められること、(c)本公開買付価格及び本公開買付け後に予定される二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額について、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関である鳳友コンサルティングの株式価値算定書における類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T D A倍率を用いた場合）及びD C F法による算定結果の範囲内で、かつ、類似上場会社比準法（比準倍率としてE B I T倍率を用いた場合）の算定結果を若干下回るものの、市場株価平均法による算定結果に34.79%から41.41%（いずれも小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に設定され、公正な価格であると認められること、二段階買収において対象者の少数株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた額と同一になるように算定される予定であり、妥当であると認められること、(d)本取引によって、対象者の国内外における介護事業の中・長期的戦略に基づく展開が促進され、対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合的に考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して賛同する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の本意見書を入手したとのことです。対象者は、本意見書を踏まえ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者であるさくら共同法律事務所をリーガル・アドバイザーに選任し、同事務所に対し、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言について依頼したとのことです。

さくら共同法律事務所は、必要に応じて随時対象者取締役会との間で協議を行い、本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行うことにより、本公開買付けを含む本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。対象者は、さくら共同法律事務所からの本公開買付けを含む本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する口頭による法的助言を受けつつ、対象者の企業価値向上の観点から、本公開買付けを含む本取引につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する説明、鳳友コンサルティングから取得した株式価値算定書、対象者の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏からの本意見書及びさくら共同法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者としては、セントレックス市場上場によって、知名度向上や資本市場からの資金調達等のメリットを既に十分享受した一方、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M & A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、対象者の中・長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成25年2月25日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役（取締役5名中、高橋誠一氏及び小林光司氏を除く3名）の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、主として対象者及び対象者の子会社の取締役及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者及び対象者と資本関係のある会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されていることから、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることに鑑み、本新株予約権に対する公開買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した利害関係を有しない監査役（監査役3名中3名出席）全員が、上記決議の何れにも監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者は、当該取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年8月期に係る期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、当社の代表取締役社長を兼任しており、対象者の取締役副会長である小林光司氏は、当社の専務取締役を兼任しているため、いずれも、本公開買付けについて、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、対象者取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉にも参加し

ていないとのことです。

これに対し、監査役のうち、大熊章三氏は当社の元執行役員管理本部長であり、星野慎吾氏は当社の元取締役社長室長であった者ですが、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	名古屋証券取引所 セントレックス市場						
	月別	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月
最高株価(円)	255,000	257,500	258,900	213,500	219,800	215,000	232,000
最低株価(円)	236,000	239,000	197,600	199,100	201,400	204,100	201,100

(注) 平成25年2月については、2月25日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日) 平成23年11月25日関東財務局長に提出

事業年度 第13期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日) 平成24年11月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日) 平成25年1月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記第12期有価証券報告書の訂正報告書)を平成23年12月20日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

メディカル・ケア・サービス株式会社
 (埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目212番3号)
 株式会社名古屋証券取引所
 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【その他】

(1) 平成25年8月期第1四半期連結決算短信

対象者は、平成25年1月15日に「平成25年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

決算年月	平成25年8月期 (第14期)第1四半期連結累計期間
売上高	4,669,264千円
売上原価	3,958,405千円
販売費及び一般管理費	533,210千円
営業外収益	34,703千円
営業外費用	8,957千円
四半期純利益	94,734千円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成25年8月期 (第14期)第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	6,615.56円
1株当たり配当額	

(2) 配当予想の修正

本対象者配当予想開示によれば、対象者は、本公開買付けが成立することを条件に、同日開催の対象者の取締役会において、平成25年8月期の配当予想を修正し、剰余金の配当(平成25年8月期に係る期末配当)を行わないことを決議したとのことです。